帝京平成大学一般事業主行動計画

１．目的
本学での男女共同参画の実現とワークライフバランスの向上を目指し、教職員の能力を最大限発揮できるよう、以下の行動計画を策定しています。

２．期間
2026年4月1日から2031年3月31日の5年間

３．内容

目標１
男女共同参画社会の実現推進に対する教職員の意識向上・啓発を行い、引き続き女性労働者の割合を35%以上で維持する事を目指します。
＜対策＞
学内掲示板やHP上で男女共同参画社会の実現推進に関する積極的な情報の提供を行います。

目標２
採用した労働者に占める女性労働者の割合を40%以上で維持することを目指します。
＜対策＞
引き続き、個人の能力に基づいた適切な採用活動を行います。

目標３
所定外労働の適正時間を維持し、更に年間5%程度の削減に努めます。
＜対策＞
開始時期：2026年4月1日～
月毎に部署単位の所定外労働時間の算出と分析を行い、ワークライフバランス向上のためよりよい体制を目指します。

目標４
男性労働者の育児休業取得率30%以上で維持することを目指します。
＜対策＞
男性労働者が育児休業制度を利用しやすいよう、制度内容の周知および取得事例の紹介を行います。